

必ずご一読ください！！

つなぎ資金は、保険期間中に自然災害などの補償対象事故が発生し、**確実に保険金等の受取りが見込まれる場合**に当面の運転資金を保険金等の前払いとして借りることができる資金です。

つなぎ資金をご利用いただく際には以下の点にご注意ください。

～ 注意点 ～

1 保険金等の前払いとして貸付した**つなぎ資金は、保険金等と相殺**します。（※1）

2 保険金等の額が**つなぎ資金の貸付額を下回る場合は、その差額（精算不足金）**を全国連合会が指定する**償還期限までに償還**いただきます。（※2）

3 前年までの保険契約の**精算不足金**が**償還期限までに償還が完了しなかった場合は、当年の保険契約の積立金と精算不足金を相殺**します（未納分の保険料等がある場合は先に保険料等を相殺します）。相殺により積立金に不足が生じた場合は、積立方式が解除されます。（※1）

4 解除等により生じた**返戻金は、精算不足金と相殺**します。（※1）

5 前年までの保険契約における**精算不足金を償還期限までに償還せず、回収不能となるおそれがあると全国連合会が判断した者については、つなぎ資金の貸付対象としな**いものとします。

※1：前年までの保険契約の精算不足金がある場合は、優先的に古い年の順に精算不足金を相殺します。

※2：償還期限までに償還が完了しない場合は、年10.75%の割合で償還期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとします。

ご不明な点については、最寄りの組合までお問合せ下さい。

